

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第11号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「の特例」を削る。

第3条第1項表以外の部分を次のように改める。

一般派遣職員(条例第4条に規定する一般派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬, 賃金, 給料, 俸給, 手当, 賞与その他いかなる名称であるかを問わず, 派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい, 通勤手当, 特殊勤務手当, 時間外勤務手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が, 外国公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の初日」という。)の前日における当該一般派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については, 配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料, 教職調整額, 扶養手当, 期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当, 住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は, 給料, 教職調整額, 扶養手当, 住居手当, 地域手当及び期末手当のそれぞれに100分100以内を乗じて得た額とする。

第3条第1項の表を削る。

第3条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外国公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。
- 3 外国公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般派遣職員を、京都市職員給与条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、昇給させるものとする。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、10分の1未満の端数があつてはならないものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)

- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例(平成23年京都市条例第60号)附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、同条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。

(給与の額の計算)

- 3 前項の職員の給与は、人事委員会が適当と認める日を当該職員の派遣の日とみなしてこの規則による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。

(人事委員会事務局調査課)